

# 藤里振興会規約

(名称・事務所)

第1条 この会は、藤里振興会と称し、事務所を奥州市藤里地区センター内に置く。

(目的)

第2条 この会は、藤里地区民相互の親睦と連帯を図り、人々が安心して暮らせる明るくすみよい地域づくりと地区の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区の振興及び地区基盤の整備に関する事
- (2) 社会福祉の向上と社会福祉意識の高揚に関する事
- (3) 環境衛生の向上と健康増進意識の高揚に関する事
- (4) 防犯、防災、交通安全の活動と、安心して生活できる啓発活動に関する事
- (5) 体育・スポーツの振興に関する事
- (6) 教育・文化の向上と生涯学習に関する事
- (7) 婦人活動、老人活動、青年活動の充実強化とその助長に関する事
- (8) 行政機関・各種上部団体との連絡調整に関する事
- (9) 自主防災組織の運営に関する事
- (10) 地区センター等の指定管理に関する事
- (11) その他目的達成に関する事

(会員及び組織)

第4条 この会は、藤里地区民及び藤里地区内公所の代表者を会員として組織する。

2 この会の運営を円滑にするため次の部を設置する。

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 総務部   | (2) 社会福祉部 | (3) 環境保健部 | (4) 生活安全部 |
| (5) 体育振興部 | (6) 生涯学習部 | (7) 婦人部   | (8) 老年部   |

3 各部の運営については、各部の内規に定める。

(役員及び評議員)

第5条 この会に、次の役員及び評議員を置く。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 会 長  | 1名         |
| (2) 副会長  | 1名(自治会長代表) |
| (3) 理 事  | 13名        |
|          | ① 自治会長 7名  |
|          | ② 部 長 6名   |
| (4) 監 事  | 2名         |
| (5) 事務局長 | 1名         |
| (6) 評議員  | 44名        |

(役員及び評議員の選任)

第6条 会長、副会長、監事及び事務局長は総会において選任する。

2 理事は、自治会長及び各部長があたる。

- 3 部長は、各部において選任する。
- 4 評議員は、次の者があたる。
  - ① 部落館長 8名
  - ② 自治会選出評議員 23名(自治会事務局長 8名、婦人部 15名)
  - ③ 部選出評議員 13名(社会福祉部2名、環境保健部2名、生活安全部5名、  
体育振興部2名、生涯学習部1名、老年部1名)

(役員及び評議員の職務)

第7条 会長は、この会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、第3条の事業を執行する。
- 4 監事は、会の業務及び会計を監査する。
- 5 各部の部長は、担当部の業務を統括し、副部長は部長を補佐し部の業務の執行にあたる。
- 6 部長及び副部長は、市連合会等上部組織の役員を兼ねる。
- 7 事務局長は、会長の命を受け会務の執行にあたる。
- 8 評議員は、総会を構成し総会議案を審議する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した場合は前任者の残任期間とする。

(幹事等)

第9条 この会の各部の業務を円滑に推進するため、部に幹事又は委員等を置くことができる。

- 2 幹事又は委員等については、各部の内規で定める。

(顧問及び参与)

第10条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は役員会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営に関して意見を述べるができる。
- 4 参与は、必要に応じて会に助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、第8条を準用する。

(特別委員会)

第11条 この会に、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

(事務局)

第12条 この会の事務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は以下の職員で構成する。

事務局長(地区センター長兼務)	1名
事務局次長(地区センター事務長兼務)	1名
地域活動員(地区センター事務職員兼務)	若干名
- 3 事務局職員は、会長の命を受け事務の執行にあたる。
- 4 事務局職員は振興会で雇用する。雇用に関する採用条件及び雇用形態等については、別途会長が規則等で定めるものとする。

(会 議)

第13条 この会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は毎年1回3月に招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。総会は評議員をもって構成する。

3 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長をもつて構成し、必要によって開催する。

(総 会)

第14条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業計画及び収支予算の設定に関すること

(3) 事業報告及び収支決算に関すること

(4) 役員を選任に関すること

(5) その他、会長が必要と認めた事項

2 総会の議長は、評議員の中から選出する。

3 総会は評議員の過半数の出席をもって成立し、出席評議員の過半数の賛成をもって決する。

(役員会)

第15条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 会の運営上必要な事項

(3) 各部の連絡調整に関すること

(4) その他、会長が必要と認めた事項

2 役員会の議長は会長があたる。

(経 費)

第16条 この会の運営経費は、会費、補助金、交付金、指定管理料、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会 計)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この会の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理する。

3 特別会計は、指定管理事業会計、地域運営交付金会計、協働のまちづくり交付金会計、放課後児童健全育成ふじの子クラブ会計及びその他、各会計外基金(積立)会計等とする。

4 予算の執行に際し、軽易な予算の変更をする場合の予算の更生及び科目間流用については、役員会の承認を得て会長が専決処分することができる。その場合においては、直近の総会において承認を得なければならない。

(補 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は役員会に諮り、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する
- |                  |      |
|------------------|------|
| 平成 18 年 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 21 年 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 23 年 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 24 年 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 25 年 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 29 年 3 月 26 日 | 一部改正 |
| 平成 30 年 3 月 25 日 | 一部改正 |